

平成28年第3回坂町議会定例会

会 議 録 (第2号)

1. 招 集 年 月 日 平成28年6月6日 (月)

2. 招 集 の 場 所 坂町議会議場

3. 開 会 (開 議) 平成28年6月7日 (火)

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員 (12名)

|           |                |
|-----------|----------------|
| 1番 光岡美里君  | 2番 末吉克巳君       |
| 3番 岡本則夫君  | 4番 中川ゆかり君      |
| 5番 主枝幸子君  | 6番 奥村富士雄君      |
| 7番 柚木喬君   | 8番 三登信秀君       |
| 9番 瀧野純敏君  | 10番 中雅洋君       |
| 11番 大田直樹君 | 12番 川本英輔君 (議長) |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員

なし

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|        |       |
|--------|-------|
| 町 長    | 吉田隆行君 |
| 副 町 長  | 岡崎泰充君 |
| 教 育 長  | 枝廣泰知君 |
| 技 監    | 藤原博明君 |
| 総務部長   | 新木之博君 |
| 民生部長   | 奥至雅君  |
| 教育次長   | 河本和彦君 |
| 総務課長   | 大畠英司君 |
| 企画財政課長 | 車地孝幸君 |
| 税務住民課長 | 中村輝彦君 |
| 民生課長   | 高橋蔦江君 |

|            |             |
|------------|-------------|
| 保険健康課長     | 増 木 梨 江 君   |
| 環境防災課長     | 藤 本 大 一 郎 君 |
| 産業建設課長     | 西 谷 伸 弘 君   |
| 都市計画課長     | 藤 井 建 輝 君   |
| 学校教育課長     | 新 谷 裕 美 子 君 |
| 生涯学習課長     | 福 嶋 浩 二 君   |
| 会計管理者兼出納室長 | 吉 原 修 君     |

~~~~~○~~~~~

7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|--------|-----------|
| 議会事務局長 | 中 村 政 愛 君 |
| 係 長 | 車 地 広 敏 君 |

~~~~~○~~~~~

8. 議 事 日 程

議 事

|      |       |                      |
|------|-------|----------------------|
| 日程第1 |       | 「一般質問」               |
| 日程第2 | 発議第2号 | 「地方創生推進特別委員会の設置について」 |
| 日程第3 | 発議第3号 | 「総合計画調査特別委員会の設置について」 |

追加日程

|      |        |                                 |
|------|--------|---------------------------------|
| 日程第1 | 議案第37号 | 「坂町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意<br>について」 |
|------|--------|---------------------------------|

~~~~~○~~~~~

9. 議 事 の 内 容

(開会 午前10時00分)

○議会事務局長(中村政愛君) 皆様、御起立ください。

御礼

(一同「おはようございます」)

○議会事務局長(中村政愛君) 御着席ください。

○議長(川本英輔議員) きょうは定例会2日目に入ります。傍聴席の皆様、足元の悪

い中、おいでいただきましてありがとうございます。

一般質問、言葉のわかりにくい部分もあろうかと思いますので、ひとつしっかりお聞きして、議員さん、身近な問題を質問させていただきますので、ひとつよろしくお願いをいたします。

なお、議員の皆さんは、一般質問、再質問をしっかり元気よく発言をお願いしたいと思しますので、よろしくお願いをいたします。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

お手元に配付しております質問通告表のとおり、10名から11問の質問事項が通告されています。それでは、順次発言を許します。

なお、質問の際には要点を絞って御発言願います。

また、再質問は5問までといたします。

5番主枝幸子議員から「胃がん検診の内視鏡検査（胃カメラ）導入について」を質問願います。

主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） 「胃がん検診の内視鏡検査（胃カメラ）導入について」お伺いします。

がんは広島県で昭和54年から30年以上死因の第1位で、平成26年には総死亡者数の約3割、年間8,295人の方が亡くなっています。しかし、医学の目覚ましい進歩により、早期発見が可能になってきました。自覚症状がないまま進行するがんを早期発見するには、定期的に検診を受けることが重要であり、中でも胃がんは男性で最も発症が多いがんですが、現在、坂町で実施されている胃がん検診は、バリウムを飲んで行うエックス線検査のみです。

ことし2月には国の指針が改正され、既に4月から胃カメラを使った胃内視鏡検査も市町が実施する対策型検診として認められているというところです。住民にとって、エックス線検査では発見できなかったがんを見つけることができる胃内視鏡検査の導入は大きなメリットがあります。坂町でも早急に導入すべきと考えます。町の考えと準備状況をお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「胃がん検診の内視鏡検査（胃カメラ）導入について」の件についてお答えをいたします。

我が国のがんによる死亡者数は、年間37万人を超えると予測されておりますが、近年のがんに対する治療方法の目覚ましい進捗や、それぞれのがんに対応したがん検診の実施により、多くの方が治るようになってきております。

がん検診は我が国のがん対策の重要な施策の一つとされており、このような中、平成24年6月に閣議決定されたがん対策推進基本計画では、死亡率の減少効果が証明された科学的根拠に基づく検診を、国立がん研究センターによるガイドラインや厚生労働省の指針に基づき実施することが求められており、本町のがん検診につきましても、これらに準拠して実施をいたしております。

議員御質問の、胃がん検診の内視鏡検査（胃カメラ）導入についてでございますが、平成28年2月に国のがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針の一部改正により、胃がんの検診については胃エックス線検査に加え、胃内視鏡検査での実施が推奨されているところでございます。

しかし、胃内視鏡検査は検診体制が整備されている胃エックス線検査に比べ検診体制の整備が十分に進んでおらず、この実施に当たっては、胃粘膜損傷による出血や麻酔、鎮静剤などによるアレルギー性ショックなどへ迅速かつ適切に対応できる体制の整備ができないうちは実施すべきでないとの条件が付されております。

このため、広島県では、今年度、広島県地域保健対策協議会がん対策専門委員会内にワーキング会議を立ち上げ、市町が胃内視鏡検査を取り入れる場合の一定の基準を定め、県内に標準化された実施体制の構築を図るための検討が行われております。

本町におきましては、このワーキング会議において安全管理を含めた精度管理についての一定の基準が示され、国等の補助により検診に必要な財源の確保がされるなど、実施すべき体制が整備された後、胃内視鏡検査（胃カメラ）の導入について検討してまいりたいというふうに考えております。

御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） 県内で既に胃カメラを導入されている市町があると思うんですが、その数は把握されてますでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

胃内視鏡検査による健診については、県内で実施されている市町はございます。ただし、当町が行っておりますような集団検診の場ではなく、医療機関で個別の検診及び人間ドックとして実施をされている市町を把握いたしております。

実施市町につきましては、10市4町、14市町が実施をされております。ただ、実施されていない市町についても4市5町ございまして、近隣で実施されておりますのは府中町、これは国保の人間ドックのオプションで実施をされていると確認をいたしております。実施されていない市町、近隣につきましては、広島市、呉市、海田町、熊野町等が実施をまだされていない市町と確認をしております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） 14市町されていると。県内23市町の中で半分以上は導入されておるといことですね。

次に、答弁で、胃カメラによる検査の弊害を言われました。また、胃カメラは飲み込むときにのどに違和感があるので、拒否する方もいると思います。その方は、今までどおりバリウムの検査でいいと思います。ですが、最近、企業の健康診断では、高齢者に対して、腸の働きが悪く、腸管内でバリウムが固まるおそれと、ほかの弊害を考え、バリウムを用いる検査は、してもしなくてもよいという自由選択です。

そこで、坂町でもバリウムを用いた検査で腸管内でバリウムが固まり、切開する手術をした際、ストマをつけなければいけないという大きな事例もあります。ほかに、今までバリウムを用いた検査で弊害はなかったのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

坂町の集団健診で行っております胃エックス線検査につきましては、バリウムによる便秘が懸念されますので、そこを注意するために、検診後、すぐに下剤を飲んでいただくように、そして、飲んでいただくためには水分が必要でございますので、そういったものも準備をいたしております。

また、高濃度バリウムを、最近、量が少なくてバリウム検査ができるようになりましたが、やはり濃度が高いということで、誤嚥の危険性があるということも言われておりますが、坂町ではそのような事例もございません。

さらに、胃エックス線検査については、検診台を動かして、持ったまま体を動かして検査を行います。やはり高齢の方については、細心の注意を図りまして対応をいたしておりますので、今現在、そういった事故が起こったという事例はございません。以上です。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） 答弁で、広島県地域保健対策協議会がん対策専門委員会にワーキング会議を立ち上げましたが、具体的にどのような検討会議がなされているのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

こちらのワーキング会議につきましては、日本消化器がん検診学会による対策型検診のための胃内視鏡検査マニュアルがございます。この中に定められておりまして、2点ございます。

まず、一点目は、胃内視鏡検査をする検査医の資格について、もう一点目は、その検査を行うときに、内視鏡の画像をダブルチェックを行う医師、この検査の資格についてを、今、検討をいたしております。

やはり検査医につきましては、日本消化器がん検査学会の認定医であるとか、日本消化器内視鏡学会の専門医であることが望ましいとなっております。ただ、こういった医師を確保することが県内でもなかなか困難でございますので、こういった専門医、資格を持った医師に足りる技量を持つ者を認定しようとしております。ただ、ではその基準としてどういった技量とするのかというところを、ワーキング会議において、広島県で統一した見解を出すために検討会を、今年度、立ち上げております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） 再度、お伺いするんですが、先ほど述べたように、バリウムが腸管内で固まり、切開した大きな事例もあります。

それと、ちょっと想像してみてください。バリウム検査は、初めに発泡剤を飲み、一気にバリウムを飲み、げっぷをしないように言われ、これは発泡剤を飲んでいるからげっぷ出ますよね。それと、高齢者は握力が弱く、台に乗って、必死でしっかり棒を持ってないと落ちる危険性もあり、何ぼする人が注意をされても、持つ者は自分本

人ですから、握力が高齢化したらないんです。そしたら、持ってないと落ちる危険性もあります。胃カメラによる検査は、住民への体の負担が軽減され、早期発見につながると考えます。ですから半分以上の市町が胃カメラ導入を踏み切ったと考えます。行政が言われますように、国が指針を改正したのだから、国が補助金を出すべきだと答弁がありました。私ももっともだと考えております。ですが、住民への負担、早期発見を考えると、胃カメラの導入の助成も、町独自の前向きな検討をお願いしたいのと、国、県への補助金の要望をしていただきたいと思います。町長、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） おっしゃることはよくよく理解はできるわけでありますが、やはり県内で14市町がそういうことを実施されておるということでありますけども、その実施の状況が住民にいかにも有効に活用されておるかということもやはり調査をしないと、ただやっとなやっとなだけでは内容がわからないわけでありまして、そこらも調査する必要があるかと思えますし、今はもう県のほうでそういうワーキング会議を設けまして、前向きに検討されておられるわけでありまして、そこらもしっかり参考にしながら、今後、どうあるべきかということ、これは坂町だけではなく、県内23市町、広島県もそれに当然加わって、どうあるべきかということを検討しながら、県、あるいは23市町とともに、そういう補助体制につきまして、国のほうへはこれまでも働きかけをいたしておりますけれども、引き続き、働きかけをしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（川本英輔議員） 1番光岡美里議員から「障害者差別解消法に基づく取り組み」について質問願います。

光岡議員。

○1番（光岡美里議員） 「障害者差別解消法に基づく取り組み」についてお伺いします。

平成28年4月1日、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が施行されました。この法律は、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的としています。

そこで、障害者差別解消法に基づく以下の点について、坂町の取り組み状況をお伺

いします。

1、法第5条で規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備について。

2、法第10条で規定する地方公共団体等職員対応要領について。

3、法第15条で規定する啓発活動について。

4、法第17条で規定する障害者差別解消支援地域協議会について。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「障害者差別解消法に基づく取り組み」についてお答えをいたします。

障害者差別解消法は、障害を理由とする差別の解消を推進するための基本的な事項及び行政機関や事業所における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を目的として平成25年6月に成立をし、本年4月1日から施行されました。

御質問一点目の、法第5条で規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備についてでございますが、施設の構造の改善及び設備の整備については、その整備に必要な財源の確保を図りながら、引き続き、バリアフリー法に基づき公共施設や交通機関のバリアフリー化に取り組んでまいります。

また、合理的配慮は、行政機関の事務の目的・内容・機能に照らし合わせ、職員が障害の特性や多様性を理解をし、個々の障害者に対して、その状況に応じて適正に対応することが重要となるため、今年度から町の全ての職員を対象に研修を実施する予定といたしております。

御質問二点目の、法第10条で規定する地方公共団体等職員対応要領については、地方公共団体は努力義務とされておりますが、議員御質問一点目でお答えをしたとおり、職員の対応の向上、充実に向けての取り組みを着実に運用するために、本年4月1日、障害を理由とする差別の解消に関する坂町職員の対応要領を制定をいたしたところでございます。

御質問三点目の、法第15条で規定をする啓発活動についてでございますが、町広報、啓発ポスター等の掲示とともに、町が開催する事業やイベント等といったさまざまな機会を利用して、具体的にどのような行為が差別に当たり得るのかについて、住民の間で認識の共有が図られるよう努めてまいります。

御質問四点目の、法第17条で規定をする障害者差別解消支援地域協議会についてでございますが、この協議会につきましては、坂町における障害者等への総合的な自立支援の方策について関係者が連携を図り、体制整備を協議する場として既に設置をいたしております障害者自立支援協議会内の部会として、今年度から位置づけております。

引き続き、障害のある人もない人も、誰もが家庭や住みなれた地域の中でともに生活が送れるまちづくりを目指してまいります。

御理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○1番（光岡美里議員） このたびの質問は、障害者差別解消法そのものの普及啓発と、それに対する坂町の考え方の発信にもつながればという思いも持って質問させていただいております。

まずは、障害者差別解消支援地域協議会についてお尋ねします。

この協議会は、障害者に対する支援が効果的かつ円滑に実施されるよう、地域の実情に応じた差別の解消のための取り組みを主体的に行うネットワークを組織したものであると規定されています。そのために組織された構成員はどのような人たちでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋蔦江君） お答えします。

委員の構成メンバーですが、医療・保健関係者、障害者福祉サービス機関の代表者、また、学識経験者といたしまして社会福祉士、知的障害者相談員、また、福祉団体の代表者、住民代表、教育関係該当者と関係職員の代表ということで、14名の委員で構成しております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○1番（光岡美里議員） 想定される協議会の構成機関等として、障害者団体や家族会などといった障害を持った当事者という項目があります。日本が批准している障害者権利条約でも、私たち抜きに私たちのことを決めないでという当事者の声を大事にしており、障害者施策を策定していく過程で当事者も参画していく必要性が広く認識されているところです。

そこで、障害者差別解消支援地域協議会はもとより、障害者施策など町で取り組むさまざまな施策や対策を講じる際は、当事者の声を直接ヒアリングする機会を設けていただきたいと考えます。そして、その際は一つの障害に偏ることなく、身体、知的、精神の3障害や、障害を持った児童やその家族など、特性が異なるそれぞれの方たちからのヒアリングが必要であると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋蔦江君） 議員がおっしゃることはごもつともだと思っております。それを、今年度、うちのほうも考えておまして、今の地域自立支援協議会の部会として、障害者の子供さんを持つ母の会という部会がございます。その中で、子供が巣立っていく段階でどのような支援が必要なのか、また、成人されたときにどのような支援が必要なのかというのを具体的に親御さんから聞きながら、支援を前向きに考えていっております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○1番（光岡美里議員） ぜひほかの3障害なども取り組んでいただけることと思っております。

次に、環境の整備についてお伺いします。

町内の主要施設のトイレのうち、オストメイト用の設備を備えたトイレは何カ所で、どこに設置してあるのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋蔦江君） お答えします。

オストメイトトイレは町内の施設2カ所、一つは、今回、S u n s t a r H a l l 1 と、あと町民センターのほうに設置しております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○1番（光岡美里議員） 確認の意味で、オストメイトとは何なのかということにも少し触れたいと思います。

オストメイトは、直腸や大腸などの消化器系や膀胱などといった泌尿器系のがんなどの病気を初めとしたさまざまな病気や、事故のために人工肛門や人工膀胱を増設している方のことで、誰でも利用する可能性があるものです。この人工肛門や人工膀胱

での排せつ物の処理は、オストメイト用の設備を備えたトイレでなければ難しい状況があります。

現在、坂町では、法律が施行される以前に建てられた建築物には設置されていない状況があらうかと思えます。しかし、横浜ふれあいセンターと小屋浦ふれあいセンターなどは、ことしから選挙の投票所にもなっており、さまざまに活用される状況もあるため、早急にオストメイト対応トイレも設置していく必要があるのではと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋蔦江君） 人工肛門・膀胱のためのオストメイトトイレなんですけれども、これに関しまして、今、2カ所あるところの場所に関しましては、管理機能がきちっとしております。管理機能と申しますのは、掃除の委託業者が入りまして、施設が不衛生にならないようにという形で、やはり衛生面に気をつけて維持をすることが重要と考えております。その点から、小屋浦、横浜について、今後、対策がとれるかどうかを検討しながら、設置に向けて考えたいと思っております。

○議長（川本英輔議員） 4番中川ゆかり議員から「防災対策の体制と整備状況の今後は」について質問願います。

中川議員。

○4番（中川ゆかり議員） 「防災対策の体制と整備状況の今後は」の件についてお伺いします。

4月に発生した熊本地震では、多くの犠牲者や被害が出ました。御冥福とお見舞いを申し上げます。

東日本大震災から5年、復興の様子を時折ニュースで見ると、意識の中では薄れつつある中で、地理的にも近い地域での大地震に、町民の多くが緊張と不安を感じたのではないのでしょうか。

これまでも坂町ではハザードマップの作成や防災訓練の実施、災害拠点の建設など、坂町第4次長期総合計画に基づいた防災対策が行われてきたことは町民の知ることと思います。

熊本地震の対策、対応の反省を踏まえ質問します。

1、坂町の防災対策における計画の見直しを検討されていますか。

2、防災対策において新たな整備計画の構築を進める必要があると考えるが、いか

がでしょうか。

町当局の考えをお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「防災対策の体制と整備状況の今後は」の件についてお答えをいたします。

本年4月14日に発生をした平成28年熊本地震では、震度7の大地震が2度も発生するなど、前例のない大地震により甚大な被害となり、多くの尊い人命と財産が失われました。心からお悔やみとお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧と復興を願うものでございます。

地震を含め、災害は、いつ、どこで発生するかわかりません。防災・減災対策は事前に実施しておくことが大変重要であることから、本町の実態に即した防災・減災対策を第4次長期総合計画に位置づけ、災害に強いまちづくりを目指して、県道坂小屋浦線の整備、横浜地区などの海岸整備、堰堤を含む河川整備の三位一体の防災対策を実施をいたしております。

御質問一点目の、坂町の防災対策における計画の見直しを検討されているのかについてでございますが、国・県では、近年、頻繁に発生する災害等を踏まえ、災害対策基本法や各防災計画の見直しが行われている状況でございます。坂町地域防災計画につきましても、本年2月に開催をいたしました坂町防災会議において、本町の実態に即した計画に改定をしておりますが、今後も町民の安全・安心が確保されるよう、必要に応じて見直しを行ってまいります。

御質問二点目の、防災対策において、新たな整備計画の構築を進める必要があると考えるが、いかがかについてでございますが、今回の熊本地震では、冒頭にも申し上げましたが、同地点で2回も震度7を記録し、余震の回数も過去最高を数え、震源地も熊本地方から阿蘇、大分地方まで活動が拡大しており、過去に例のない地震とも言われております。

今回のように、地震はどの地域で起こるか予測が困難な状況であることから、本町におきましても、さらなる防災対策の充実を図る必要があると考えております。

このような観点から、現在、坂地区の防災拠点施設となるSunstar Hallに、電力会社からの電力供給が途絶えても避難生活ができるよう、国からの交付金を活用した太陽光発電及び蓄電池設置事業を実施をいたしておりますが、この事業の

完成につきましては、今月末を予定といたしております。

また、地震・津波災害時の一時避難場所等の確保について、横浜地区まちづくり協議会からの要望を受け、横浜中央2丁目地内と横浜西1丁目地内に整備することを坂町地域防災計画に位置づけ、本年度から実施設計を開始をし、早期完成を目指してまいります。

このほかにも、一時避難場所では状況に応じて備蓄品やトイレ等の確保が必要との考えから、横浜地区においては現在計画中の場所に、小屋浦地区においては天地川公園に、備蓄倉庫、耐震性受水槽、マンホールトイレを設置する計画といたしております。

今後とも、町民の安全・安心対策の充実のため、引き続き、努力をしてまいりますのでございます。御理解と御協力のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○4番（中川ゆかり議員） 答弁にありましたSunstar Hallの太陽光発電や蓄電池の設置事業、一時避難所などの早期完成が楽しみに待たれます。

災害時には被害の拡大とともに深刻な物資不足になることが予想されますが、坂町の物資や食料の備蓄は十分なのでしょうか。備蓄の保管場所もあわせてお尋ねします。

○議長（川本英輔議員） 藤本環境防災課長。

○環境防災課長（藤本大一郎君） お答えいたします。

備蓄についてでございますが、坂町備蓄計画に基づき、防災の拠点であるSunstar Hallの備蓄倉庫に、食料2千人分で、2千人、2食分を備える計画としております。

また、食料品のほかには飲料水、毛布、簡易トイレ、簡易間仕切りを備蓄しております。

また、Sunstar Hall以外の施設にも、町民センター、済生会広島病院、坂中学校、小屋浦ふれあいセンター、役場なんですが、タオル、紙おむつ、哺乳瓶、生理用品等の備蓄品を備えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○4番（中川ゆかり議員） 熊本では、地震発生初期の段階で物資や食料の供給が混乱し、供給の流通に時間がかかりましたが、坂町での物資や食料の供給ルートはどのよ

うに考えておられますか。

○議長（川本英輔議員） 藤本環境防災課長。

○環境防災課長（藤本大一郎君） お答えいたします。

非常時における物資の供給ルートでございますが、坂町には国道31号、広島呉道路、県道坂小屋浦線を初め、町内の主要幹線道路が非常時の物資供給ルートとなると思われます。いずれにいたしましても、被害の状況とか現場の状況に応じて判断することになります。避難路の確保や、緊急車両や緊急物資の供給ルートを確保するためにも、現在進行中の県道坂小屋浦線や道路新設、道路改良による幹線道路の整備が必要であると考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○4番（中川ゆかり議員） 答弁にありましたように、緊急時の的確な判断をお願いしたいと思います。

次に、熊本地震では、障害のある方や乳児、幼児などが同じ避難場所で避難生活を送るという不自由さがあったようですが、坂町ではどのような対応をお考えですか。

○議長（川本英輔議員） 藤本環境防災課長。

○環境防災課長（藤本大一郎君） お答えいたします。

坂町では、要配慮者を対象に開設にする避難所で、災害発生後、必要性があると認められた場合は、福祉避難所を開設いたします。

福祉避難所は、先ほども申しましたが、町民センター、坂中学校、小屋浦ふれあいセンター及び済生会広島病院の4カ所でございます。特に、済生会広島病院ではけが人の手当て、心のケア等もお願いいたしております。この避難所には紙おむつとか毛布、生理用品、粉ミルク、そういったものも備えつけております。

また、一時的にはほかの避難場所に避難された要配慮者の方がおられましても、職員初動マニュアルにおきまして被災者の実態調査を行い、福祉避難所に移動していただける体制も整えてございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○4番（中川ゆかり議員） 体制が整えてあるということはすごく心強い、今、気持ちがしております。

次に、広島県は大雨などの気象状況や居住地域の土砂災害発生の危険度に関する情報がメールで届く防災情報メール通知サービスの登録が行われております。坂町でも防災登録制メールがありますが、登録状況をお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 藤本環境防災課長。

○環境防災課長（藤本大一郎君） 議員さん言われるのは、27年度から坂町のほうで登録制のラインネットという配信システムを導入しております。これにつきましては、各住民協の幹部の方、消防団幹部の方、議員さん及び役場職員が登録しているものでございます。現在の登録数は210名という状況であります。この配信システムについては、まだ現在のところは使ったことがございません。

今週12日に大雨土砂災害の避難訓練がありますので、このときにちょっと活用してみようと思います。

また、今後、検証を重ねて、よりよい避難勧告等の伝達方法を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○4番（中川ゆかり議員） これから、どんどんどんどんメールとかそういうものが広がって行って、町民にとってスムーズな判断ができるようなルートをつくっていただきたいなと思います。

これで最後ですが、熊本地震では、平成12年に耐震建築規定が変更し、それ以前に建築された家屋の崩壊の被害が大きく、それ以後に建築された家屋と比べて大きな差が出ていることがわかりました。耐震化には家屋の状況の差もあるでしょうが、費用もかかり、躊躇する家主も多いと思われます。

そこで、現在、坂町で行われているリフォーム助成金に耐震化が含まれているのであれば広報を、含まれないのであれば、災害時の家屋崩壊被害を減少するためにも、耐震化補強の補助金を考えてはいかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 藤井都市計画課長。

○都市計画課長（藤井建輝君） 住宅の耐震化に伴う補助金ということでございますが、現在、坂町におきましては、木造住宅の耐震診断補助事業を進めております。しかしながら、住宅リフォーム、今度、工事のほうにつきましては、耐震化に特化した補助制度はございません。ですが、先ほど議員さん言われましたように、住宅リフォーム

補助事業におきまして、住宅の長寿命化の促進とか、居住環境の向上ということを目
的といたしております。リフォームの中で耐震化もあわせて工事をされるということ
であれば、その基準にのっとった場所の工事であれば、補助対象ということとさせて
いただいておりますので、リフォームを活用していただいて、耐震化も図っていき
たいと。町のほうも、今後、そういう形で住宅リフォームのPRのほうもさせていただ
きたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 6番奥村富士雄議員から「人口増対策に柱上変圧器リサイク
ルセンター処理後建物の活用を」について質問願います。

奥村議員。

○6番（奥村富士雄議員） 「人口増対策に柱上変圧器リサイクルセンター処理後の建
物の活用を」の件について御質問します。

中国電力柱上変圧器リサイクルセンターの処理がことし3月末で終わり、平成30
年3月までの2年間で処理施設の無害化、解体除去工事が行われます。ただ、建物は
残り、その活用策は、現在、検討中ということです。

リサイクルセンターの近くには広大な資材センターがあり、各種資材の保管のほと
んどが野ざらしで行われています。もし津波災害があった場合は、周辺に拡散し、甚
大な被害を与えることが予想されます。

これらの資材をリサイクルセンターへ移動し、屋内での立体的保管なら防災上の安
全が確保できるのではないかと思います。

横浜地区と平成ヶ浜地区の間にある資材センター用地を住宅地などとして活用し、
町並みの連続性を確保し、人口増を図ることは、坂町のまちづくりにとって極めて重
要なことではないかと思います。

また、横浜地区の生活道などの道路整備や居住環境整備のためにも、隣接した横浜
中央1丁目の資材センター用地の活用は最適です。

リサイクルセンターと資材センターの活用策をセットで検討し、坂町の地方創生に
役立つよう、行政や地元が一体となって企業へ強く要望していったらどうでしょう
か、町長の見解をお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「人口増対策に柱上変圧器リサイクルセンター処理後建物の活
用を」の件についてお答えをいたします。

中国電力柱上変圧器リサイクルセンターでのPCBを含んだ変圧器の処理は、平成19年6月から稼働し、本年3月末に全ての処理を終了いたしております。本年度から平成29年度にかけて施設の除染、除却工事を行っており、建物の活用については、中国電力において、現在、検討中とのことでございます。

議員御指摘の、中国電力資材センターに保管をしている資材がほとんど野ざらしになっているので、津波被害があった場合、周辺に拡散し、甚大な被害が予想されるでございますが、南海トラフ大地震による坂町の最高津波水位は3.6メートルとなっており、当該地区は海拔4メートルでございますので、浸水等の影響はないものというふうに考えております。

また、中国電力資材センターでは、従来から地震等による非常災害対応訓練を毎年実施するなど、万全な対策を行っているというふうに伺っております。

議員御提案の、資材センターの資材をリサイクルセンターへ移動し、資材センター用地を住宅地などとして活用するよう企業へ要望してはどうかにつきましては、中国電力から、資材センターは電力の安定供給に必要な各種資機材を緊急時にも対応可能なように一元的に保管・管理するための施設であり、倉庫内も含めて、変圧機以外にも数多くの資機材が保管されていることから、御質問にあるように、リサイクルセンターに全ての資機材を移動させることは困難であると伺っております。

また、当該地は民間所有の土地であり、町として直接的にこの場で意見を申す立場にありませんが、将来構想等につきましては、引き続き、中国電力に確認したいと思っております。

御理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○6番（奥村富士雄議員） 答弁については、このぐらいの答弁かなとあんまり期待はしてなかったんですけども、実際にリサイクルセンターの後の建物の活用については、現在、中電が検討中ということなんで、リサイクルセンターそのものを考えたときに、何に活用できるかいうのを地元としても非常に関心があることだし、地元としての要望というものを出してええ思うんですけども、多分、今の大きい建物の中で活用いうたら倉庫ぐらいのもんじゃないかなというふうに思えるわけなんです。それで考え出したのが、隣接しておる資材センターとセットで活用策を考えたらどうかと。リサイクルセンターだけではなかなかうまくいかないんで、セットで考えたらどうかとい

うことをひとつ考えてみた。特に横浜地区とといいますか、横浜1丁目と平成ヶ浜の間にあって、非常に大きな空間になっとなるわけです。あそこにちょろっと資材が並べてあるだけで、活用策としては、町のやっぱりまちづくりについては非常にマイナスじゃないかというふうに思うわけなんです。そういう意味で、あそこを何らかの形で、例えば資材がリサイクルセンターの中に全部入るかどうかは別にして、半分なら半分とか、大体あそこが、単純に見ると200メートル角じゃから、4ヘクタールぐらいあるということは、住宅にすると百何十戸ぐらいは十分建つし、今、空き家対策とかいろいろやってますけども、人口増を考えたら非常に大きな人口増につながると思うわけですし、そういう意味で、今回、だめもというちゃおかしいんですけども、難しいとは思いますが、難しいけども、やっぱり行政の熱意とか地域の熱意でこれを翻していくということは可能なんじゃないかというふうに考えてこういう質問を出したわけです。

ということで、今の中では全く熱意が感じられんわけでございまして、いかがでございますか、ここら辺の取り組みへの熱意は。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） お答えをいたします。

先ほども答弁で申しましたように、あくまでも民間の土地でありますので、あれこれと私がこの場で申し上げるべきではないというふうに思いますけども、これまでも中国電力さんにはあらゆる面で御協力をお願いをいたしております。例えば、この平成ヶ浜の埋め立ての折にも、あっこにスポーツ施設をつくっていただきたいということで、つくっていただきました。それも町民も含め、町内のイベントも含め、大いに活用させていただいておるような現状もあります。

さらには、今、議員が申されましたことにつきましても、いろいろとお話はさせてもらっております。そういう中で、企業のほうがどういうふうに考えられるかということは、なかなか今の時点ではあれこれ言うことはできません。

例えば、八幡神社の周辺にも中電の社宅がございまして、あそこも、今、開発をされて、戸建て住宅として活用されておられますし、やはり一度にあれこれと注文をつけても、なかなか難しい問題もあろうかと思えます。

また、加えまして、町といたしましても学校施設とか保育所施設のこともあわせて考えていかなければならないわけでありまして、そういう中で、今、どういうことが

一番町にとって大切かということを考えながら、議員が申されましたことも含め、これからいろいろとまた機会があるごとに中国電力さんとも協議をしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○6番（奥村富士雄議員） 確かに中電さんとは、昭和の初期に坂の発電所ができて、もう大方80年のつき合いで、もちろんここの役場の土地もそうですし、それから坂中学校も中電から購入したという、そういう面での深いつき合いがあるわけですし、さっき申しましたように、資材センターがかなり広いんで、それが活用によって、住宅地がいかは別にして、何らかの形で活用策というものを、中電が現在検討中ということでございますので、今後、2年間の猶予期間があるわけなんですけれども、検討中ということなんで、町としてはこういう方法がええんじゃないかと。例えばさっき言いましたように、半分なら半分を住宅地なら住宅地、いわゆる学校とかそういうものには影響のないような形で人口増ということをして町としては望んだらということ、今、検討中のときに言ったほうが、決まってから言ったんじゃないわけですから、検討中のときに、町としてはこういう形で、あそこをやっぱりまちづくりの中で空白地帯にしておくんじゃないかと、何らかの形でまちづくりに役立つような施設なり住宅なりをつくっていくというようなことを早急に町で考えていただいて、やっぱり中電に要望していただきたいと思いますというふうに思うわけです。

私はこれは非常にチャンスじゃろう思うんです。リサイクルセンターだけの活用だったらチャンスじゃないんですけども、資材センターとのセットで考えたときに、非常にチャンスであるというふうに思うわけです。だから、やらんということであればやらんということでもええし、今までどおりですから、ただ、せっかくのチャンスなんで、それを生かすためにぜひ町の熱意を持ってこの活用策について考えていただきたいということでございます。ちょっと答弁をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 先ほども申し上げましたが、民間の事業地でありますので、やはり民間事業者がいかにかに利用するかということをしかりと受けとめながら、町としてどういうふうなお願いができるかということも、これからも考えていきたいと思っておりますし、先ほども申しましたが、例えば八幡神社の横の旧中電さんの社宅の跡地も、今、ああいう形で分譲住宅として整備をしていただいて

おります。そういう中で、ほかにもそういうところがあれば、ぜひともそういうふうな形で、坂町のほうに中国電力さん、貢献をしていただきたいということはこれまでも申しております。そういうことでひとつよろしく願いたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○6番（奥村富士雄議員） 今、人口減というものが非常に問題になつとるわけなんです、坂地区は、今、県道を通じたまちづくりということでやっておられますし、それから小屋浦は雇用促進あたりの開発ということであるわけですが、横浜地区については、離岸堤の問題とか、一時避難場所、防災はええんですけども、人口問題とか道路問題とかいうのは、全く今のところは計画に上がつたらん状態なわけで、先ほども質問の中に言いましたように、横浜地区の道路の問題、あるいは住宅の問題、車の入らない住宅の問題があるんで、そういうもののいわゆる解決の一つの方法として、横浜中央1丁目にある資材センターの活用というものも非常に大切じゃないかと思うわけです。今の横浜地区内、旧居住地内ではなかなか解決できん問題があるんで、例えば住宅の整備をするにしても、道路をつくるにしても、やっぱり隣接したそういう資材センターがあれば、解決に近づくんじゃないかというような気がしておりますんで、そこら辺も重々考慮いただいて、ぜひ取り組みをお願いしたいというふうに考えております。よろしく願います。答弁をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） そういうことも重々含めながら、横浜地区の道路事情につきましてもいろいろお話を聞いておりますし、また、横浜地区にはまちづくり協議会というの設置をされたということで、先ほど申しましたように、避難場所等の提案もいただいております。やはり地域と一体となって、道路整備はどうあるべきかということも考えていかなければならないと思います。やはり行政と地域住民がしっかり汗をかきながら、こういうことにも対応していくことが、やはりよりよい方向に進むというふうに考えておりますので、どうぞよろしく願います。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩をいたします。

再開は11時10分とさせていただきます。

（休憩 午前10時58分）

（再開 午前11時10分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 7番柚木 喬議員から「坂町空家等対策計画の確認」について質問願います。

柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 「坂町空家等対策計画の確認」の件で御質問します。

坂町空家等対策協議会において策定された坂町空家等対策計画について、ポイントになる下記の点を確認いたします。

一点目に、空家等の発生予防、適切な管理について伺います。

住民意識の啓発や早期発見などの情報ルートの確立、相談体制の構築などを対策としておられますが、防止策として十分かを伺います。

二点目に、特定空家等については、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことから、早急な対応が必要であります。特定空家等が何軒あって、判定表など独自の基準づくりの進捗状況、対処方法を伺います。

三点目に、空き家の活用について伺います。

活用については空き家バンク登録が最優先、最重点であるが、地縁、血縁のある地域の住民福祉協議会の協力が必要であります。どのように連携をとるのかを伺います。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「坂町空家等対策計画の確認」の件についてお答えをいたします。

坂町における空き家対策に関しましては、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく坂町空家等対策協議会を昨年度立ち上げ、本年3月に坂町空家等対策計画を策定をいたしたところでございます。

御質問一点目の、空家等の発生予防、適切な管理についてでございますが、現に存在する空家等への対策のみならず、新たな空家等の発生を未然に防ぐことが必要であります。空家等が発生する背景は、家の相続問題や少子高齢化及び核家族化による世帯の減少等の問題が複雑に絡んでおります。例えば高齢者の介護が必要となり、親を呼び寄せたり、親元に引っ越したり、あるいは介護施設に入居する等によって、それ

まで住んでいた家が空き家になってしまうケースが多く見受けられます。つまり、現在、居住中の家屋もいつ空き家になるかわからない状況であると言えます。このため、居住中から所有者等としての管理責任意識を高めることが重要であると考えております。

そのため、広報誌や町ホームページを通じて、居住中から住宅等を管理することの責務と重要性や、空き家になった場合の周りに与える影響等に対する問題意識の啓発活動に取り組むことといたしております。

また、空き家の早期発見のための情報ルートの確立につきましては、住民福祉協議会等をお願いをし、新たな空き家が発生した場合、都市計画課のほうへ連絡をしていただける体制をとるとともに、空き家等の利活用、管理、処分の方法等については、企画財政課に空き家活用支援窓口を開設し、関係機関と連携した空家等予備軍への相談体制の構築に取り組んでおります。

さらに、空家等の発生を抑制する根幹をなすのは、住み続ける、住み継ぐことと考えており、坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略「親から子へ、子から孫へと歴史・文化・地域を守っていくことのできるまち」の基本理念にも掲げていますように、子供が大人になっても住み続けられるような良好な住環境で、家族全員が安全・安心で快適に暮らせ、住んでいて誇りに思えるような魅力的な地域にすることが、空き家の発生予防にも効果的であると考えております。

その実現に向け、総合戦略の各施策を教育を含め町行政が一丸となって推進していくことといたしております。

御質問二点目の、特定空家等の状況についてでございますが、特定空家等に該当する建物は適切な管理が行われておらず、結果として地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことが予想されるため、早急に所有者等を確定し、適切な管理または除却をお願いしなければならないと考えております。

昨年度、実施をいたしました空き家の実態調査結果によりますと、特定空家等と思われる建物が18件あり、そのうち15件の所有者等が確定をし、文書により適切な管理をお願いをしているところでございます。

また、特定空家等の判定につきましては、坂町特定空家等判定基準を定めており、その判定後、坂町空家等対策協議会に諮り、特定空家等の認定を行うとともに、当該建物の措置についても協議することにしております。

御質問三点目の、空き家の活用について地元の住民福祉協議会の協力が必要であるが、どのように連携をとるのかについてでございますが、昨年、各地区住民福祉協議会の御協力のもと空き家調査を実施し、空き家所有者に対し意向調査を行いました。現在、その意向調査に基づき、空き家所有者に対し個別訪問等により空き家を利活用した場合のメリットや町の補助金制度の紹介等を行うとともに、空き家バンク登録のお願いをいたしているところでございます。

また、調査以降に発生をした空き家につきましては、町に連絡をいただくよう各地区住民福祉協議会にお願いをし、一体となって空き家対策に取り組むこととしております。空き家の利活用を図ることにより人口をふやし、地域の活性化を図ってまいりたいと考えております。

今後とも、町民と行政が地域の発展をどのように図るべきかを真剣に考え、目標を共有し、一体となって活力あるまちづくりを進めてまいります。

御理解、御協力のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 一点目の発生予防について伺うんですが、いわゆる特措法ができる前に条例をつくってる町が多かったんですが、条例の必要性について伺います。

いわゆる意識の啓発とか情報ルートの確立、いろいろと相談体制の整備をつくっても、やはり最終的には守らない人がいるから空き家がふえるという循環は全国的に変わらないと思うんです。過去の私が調べた範囲ですけれども、たしか9割がやはり住民に周知するために条例をつくって、その中で、しかも氏名の公表とか罰則いうのを条例の中に設けてるんです。きついようなんじゃないけど、次々発生する空き家というのは、いろいろと、今、御説明いただいた、さまざま情報ルートとかなんかを確立しても、最終的には本当に守らない人がおるけん、それはどうなんじゃろうかということが帰結になるということだと思うんですけれども、これも条例を設定して徹底していくことじゃないかと思うんです。その辺の条例の必要性というのはどのように思われていますか。

○議長（川本英輔議員） 藤井都市計画課長。

○都市計画課長（藤井建輝君） 議員の言われる条例と言われますのは、昨年度、全面施行された特措法の施行以前に条例化されている、多分、空き家の管理条例と言われるものだというふうに認識いたしております。

この特措法の内容におきましても、その管理につきましては、所有者等が当然管理

すべきというふうにもうたわれておりまして、町といたしましては、この特措法に基づいた事務を進めていくことで、条例を設置するまでもなく、この法律に基づいて事務を進めていくというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしく願いいたしたいと思っております。

条例といいますのは、法律の下における地域公共団体が定めるものでございます。ですので、法律であるものを条例でまで定めるといことは必要ないというふうに考えておりますので、条例より上位に法律がございまして、法律で制度的に賄えるものであれば、条例まで定める必要はないというふうに考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 今、答弁いただいた、いわゆる法律と条例の絡みですけども、当然、特措法が上位に位置して、条例が下に位置するんですが、その意味で、特措法には氏名の公表とか罰則なんていうのは規定されていないんです。だからこそ、過去に条例を制定した自治体はその工夫をしているということなんで、ぜひとも条例の件は、一応そういうふうなことで解釈しておりますんで、最終的な予防についてはその辺が帰結になるのかなと思っております。

それから二点目でございますけども、特定空家等についてのちょっと質問をするんですが、18件を認定したということで、その中で15件を所有者を確定して、文書による適切な管理を指導してますよというんですけども、周辺の町民、住民に迷惑をかけているわけで、要は早急に対処を考えるべきなんですけども、今、文書による適切な管理というのは、措置に当たる、いわゆる認定した後に措置があるんですけども、助言、指導、勧告とか、あるいは命令、代執行、略式代執行とかいうものが対策計画には書かれているんです。行程的にどんどん進んでいくんですよ。だから、この確認は、文書による適正な管理というのは、ある意味では助言とか指導とかいうことになるんですか。それと、今後、どういう行程をとっていくのか、説明を願いたいと思っております。

○議長（川本英輔議員） 藤井都市計画課長。

○都市計画課長（藤井建輝君） 特定空家等ということでございますが、町長の答弁にもございましたように、特定空家等と思われる物件が18件で、今、鋭意、その18件に対しまして建物の状況等を調査している段階でございます。15件は所有者が確

定いたしておりますので、今は特定空家等と認定されておりませんが、空き家に対して、皆さん、適正に管理をしてくださいというふうなお願いをいたしました。

今後につきましては、この特定空家等を判定基準に従いまして、判定し、また、協議会に諮って、これを特定空家等とするのか、また、認めた場合、では措置はどういうふうにするのか、そこら辺を協議会に諮って、協議会の委員さんの意見をいただきながら、その措置方法についても検討、協議を図っていきたいというふうに思っております。ですので、今現在、文書を送らせていただいているのは、助言とか指導とか、そこまで特定空家とはまだ認定されておりませんので、その以前に、所有者等として建物に対しての維持管理をきちっとしてくださいよというふうなお願いをしている状況でございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 今の特定空家等については、住民に危害を及ぼすということで、早く進めるように特措法で決まっているというような感じがありますんで、ぜひとも早目にその辺の対応、措置をしてもらいたいと思います。

それから三つ目ですけども、三点目に質問した空き家バンクの登録、空き家の活用についてちょっと伺うんですが、空き家バンクの登録がやっぱり最優先であることなんですけども、空き家バンクの登録を住民福祉協議会のほうに委ねたらどうかということちょっと質問をしたいと思います。

何かといいましたら、実は、今、空き家数が369あるということは一次調査で特定したことなんで、そのうち特定空家が18件と思われるわけですから、残りの351件がバンク登録目標数になると思うんです。当然、そこには改修して住めるようにするとか、いろいろと手だてが、すぐ住めるわけじゃないわけですけども、そういうようなものがあるわけですけども、最終的には351件が空き家バンク登録目標数ということになるんですね。

それで、本当のまちづくりということで、一次調査は住民福祉協議会のほうに依頼されて、そのときに付記された詳細な情報があったと思うんです、住民福祉協議会から上がった一次調査の情報の中に。それらを活用して、やはり住民福祉協議会の名前でバンク登録してもらって、手数料を払ったらどうかということが私の勝手な思いなんですけども、いかが思うでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 車地企画財政課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） 現在、企画財政課の職員が毎日のように空き家の所有者、管理者のところに空き家バンク登録、空き家を活用してください、そういったところをお願いに上がっております。

まず、優先としましては、アンケートで売りたい、買いたいのを優先しておりますけれども、そのみならず、アンケート未回答の方にも、もう既に行動に移しておるところでございます。

なかなか空き家になっている、お話を聞きますと、やっぱり相続が発生しているとか、いろいろな問題が生じております。このたび、小屋浦地区では、すぐにでも貸したい、そういった条件が整っているところで、1件、成約がなされたわけなんですけれども、そういったいろんな問題を抱えている中の空き家の問題を、住民協にお願いしてするのはいかがなものか。全ての空き家がすぐにでも貸せる状態であれば話は別なんですけれども、空き家になっているのは物すごくいろんな複雑な問題、行くたびに違う問題、相続のみならず、相続権者が行方不明になっているとか、公図がしっかりしてないとか、公図がこんなになっているとか、いろいろな問題が毎日のように出てきております。

そういった物件がある中で、今のそれぞれの地区にある空き家を、住民協の方に空き家バンク登録して活用してくださいというのは、なかなかちょっと難しいのではないかと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 空き家バンクの登録についてこういうようなことを思うんです。要は、今、立ち上げ、タイミングが物すごく大事だと思うんです。これ、私も他町の事例はいろいろと調査してるんですが、県内の2町の空き家バンクの先進地みたいなことをちょっと調べたんですけども、住みたい人、空き家登録利用世帯が、空き家バンク以上に要望が上がってきてるんです。要は、空き家利用登録世帯とバンク登録数が、登録数が不足して、あえて2町とも空き家バンク成立後、四、五年後に自治会に対し、登録1件当たり二、三万円を支給する制度をつくったというんです。だから、県内の2町の例ですけども、例えば、やむを得ず、空き家バンク登録ないけん、支給する制度をつくったというんですけども、本町においては、立ち上げは、子育て

支援住宅などからどんどん要望があるということが想定されるんです。バンク登録数を上回ると思われるんです。だからバンク登録を早急に拡充するためにも、行政のマンパワーの不足が私は懸念されると思うんですけども、その意味で住民福祉協議会の協力が欠かせないと思うということなんですけども、それについてどのように思われますか。

○議長（川本英輔議員） 車地企画財政課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） お答えいたします。

住民福祉協議会の協力ですけども、住民福祉協議会からは協力を得ております。今、議員さんおっしゃいましたように、369は各住民協にお願いして出た数字でございます。それ以降、出た空き家につきましても、随時、住民協から情報を得ております。また、得た情報につきましては、うちのほうの職員が、優先順位はつけますけども、出向いて、空き家バンクの登録のお願いに行っております。ですから、住民協と連携を行ってないということは全くありません。連携を行ってやっております。

今の空き家の所有者、また管理者の方に、坂町はこういった空き家バンク制度を設けて、借りたい人がおったら貸してくださいとか売ってくださいという、こういった新たにバンク制度を設けて、また、30万円の補助制度も全て御説明させていただいてます。中には、もうほっといてくれという方ももちろんいらっしゃいます。個人の資産なんで、うちが無理やりいうのはもちろん難しいわけで、仏壇があるからとか、親が施設に入っって、存命の間はとりあえずそのままにしておくとか、いろんなケースがございますので、住民協の方にも情報をいただきながら、中には横浜一部住民協会会長さんは、空き家の管理者の方の電話番号を知ってるから、ちょっとわしから電話番号を聞きたいいうてから電話せえとか、そういった御協力もいただいております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 最後にお聞きします。

町長なり部長にお聞きします。現在、坂町空家等対策協議会を運営、リードされているわけですね。その中で、空き家対策等で年間50人を集めよう目指しているわけですけど、そのためには、やはり、今、いろいろと言わせてもらっている先進事例とかなんかを研究したりとか、坂町にあった運営をスピーディーに柔軟に運用をして、人口減対策に対処いただきたいと思いますと思うんですが、その方針意欲をお聞きしたいと

思います。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 現在、そういうことで進めております。そういうことでございます。

○議長（川本英輔議員） 3番岡本則夫議員から「安全な通学路の整備について」質問願います。

岡本議員。

○3番（岡本則夫議員） 「安全な通学路の整備について」質問いたします。

小学校も新学期が始まり、登下校に不慣れな新生も集団登校に慣れてきましたが、鯛尾からの通学路である田島重り線の掘り割り道路の歩道が狭く、段差があり危険である。また、歩道の判別ができない部分があります。この場所には自動車が駐車されており、車道を通行している現状は非常に危険であります。今後の安全対策をどのようにして推進していくのか、関係当局の意見を伺います。

1、通学路にドライバーから見えやすく、低学年でも読めるような通学路表示板を設置したらどうか。

2番目に、歩道を拡幅することにより、ガードパイプ等が設置でき、よりよい安全対策が可能と考えますが、いかがでしょうか。

以上。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「安全な通学路の整備について」の件についてお答えをいたします。

通学路等の交通安全対策につきましては、町内の各保育園、小学校、中学校、高等学校、海田警察署、道路管理者及び交通安全協会などで構成する坂町交通安全対策協議会を毎年6月に開催をし、町内の交通安全施策について協議を行っております。

また、交通安全対策協議会の委員の中から、小学校関係者、警察、道路管理者を主体とした坂町通学路安全推進会議が、通学路の安全確保に関する取り組み方針により、改善の必要な箇所を毎年ホームページで公表し、交通安全対策事業等の推進を図っております。

こうした取り組みに加え、学校では通学路の危険箇所点検を実施するとともに、家庭、地域、警察署及び交通安全協会などの御理解と御協力をいただき、児童生徒の発

達段階に応じた交通安全教育の徹底を図るなど、児童生徒が安全に登校できるように交通安全の推進に努めております。

御質問一点目の、通学路にドライバーから見やすく、低学年でも読めるような通学路表示板を設置したらどうかでございますが、道路管理者が設置しているものは、保育園や学校付近へ道路標識令にある警戒標識があります。これ以外の表示板や路面表示などは、地域等からの要望に基づいて、学校、警察などの関係者と協議をして設置をいたしており、議員の御提案につきましても、関係者と協議、検討してまいります。

御質問二点目の、歩道を拡幅することによりガードパイプ等が設置でき、よりよい安全対策が可能と考えますがでございますが、田島重り線は昭和37年に開通した道路で、掘削地盤がかたかったため、当時の技術では片側歩道0.7メートルを確保することしかできなかったというふうに聞いております。現在の歩道を歩行者等が円滑に通行できる幅員2メートルに拡幅するには、平成21年に補修をいたしました高さ2.5メートルのコンクリート吹きつけのり面を新たに造成するなど、大がかりな工事になりますし、道路用地を確保するためには、影響する住宅、農地等の関係地権者の合意形成など時間も必要であることから、事業実施は困難というふうに考えております。

このことから、より安全を確保できる通学路として、田島重り線と平行している横浜一部4号線を通行することを横浜小学校で検討していただいております。

今後も引き続き、危険が予測される道路へは、地区住民福祉協議会や警察署及び交通安全協会など関係機関と連携をし、歩行者等の安全確保を図り、安全・安心のための道路環境整備への取り組みを推進してまいりたいと考えております。

御理解と御協力のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 岡本議員。

○3番（岡本則夫議員） 掘り割り道路が開通して50年余り、岩盤とか等に当たって、掘り割り道路の歩道は70センチしかないということでございますが、これ、片側しかありません。上り下りの人、離合するときは、どちらかが車道におりなければすれ違ふことができないと。もう一つは、雨降りて傘を差したりすると、車道のほうに出るとということで非常に危険でございますが、のり面が拡幅できないのなら、車道を拡幅ということがございますが、車道が6メートルから7メートルぐらいありますが、6メートルは無理としたら、7メートルぐらいのところを離合場所をつくるとかいう

ような案はいかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 部分的な離合箇所の設置という御意見でございますが、確かに掘り割り道路というのは両方がのり面という形になっており、車道につきましても、大体5.5メートル程度あるところもありますし、若干狭いところもございます。通常的に5.5メートルあれば、車同士の離合というのは十分できるというふうに考えております。今現在、センターラインを引いてない道路でございますが、車の離合は、そういう意味では部分的にできるところがございますので、拡幅の必要はないと考えております。

ただ、そうは言いながら、言われますように、歩道の幅員については0.7メートルでございますので、通常、人と人がすれ違うのに必要な幅員は確保されておられません。そうは言いながら、今の田島・重り線の交通量等を見る中で、皆さん、それぞれ気をつけて通っておられるのが現状であります。先ほど町長の答弁にもありましたように、今の地形的条件等の中で0.7メートルの歩道をうまいぐあいを使って通行していただきたい。現地にも一列になって歩こうというような表示板も設置してありますが、そういう中で、これまでそれぞれ皆様が交通ルールのマナーを守って通行されておるのが現状と思います。そういうことの中で、あえて今、離合箇所をつくる必要はないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 岡本議員。

○3番（岡本則夫議員） 現在、歩道から左側、横浜一部4号線を小学生たちが通学路にしておるようでございますが、そこの田島に向かう場合は左折でございますが、帰りはもちろん右側になって、そこへ入って、途中から掘り割りへまた70センチの歩道に戻りますが、その辺に表示板を設置したらどうでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 先ほどの町長の答弁にありましたように、設置については、また地元、警察、学校等と協議し、つけるという方向でございます。その表示板につきましても、子供さんにわかりやすいものということでございますので、その辺は検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 岡本議員。

○3番（岡本則夫議員） 関連でございますが、この間、三菱重工ドック跡地に寺岡環境ソリューション株式会社坂事業所が開設されましたが、説明会がありました。10月ごろから操業が始まり、解体された鋼材を搬送する車両が、掘り割り道路を10トン車が1日5台から10台通行するとの説明がありましたが、行政として安全確保をどのように図られますか。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 今、言われますように、新たな企業が進出して、今の掘り割りを大型車両が通るといふふうには聞いております。

また、この業者につきましては、そういった通行形態につきまして地元住民福祉協議会へも相談をし、皆さんに合意形成をとりながら、10月からの開業をするといふふうには聞いております。

町といたしましても、そういった企業の進出によります通行形態、住民協との合意形成の中でやっておられますので、その辺は合意形成の部分、合意されとる部分も注視したいと思いますし、御存じのように、掘り割り道路につきましては、鯛尾を越えたところに、今現在でも企業が張りつき、そういった大型車両の通行、調査した結果、1日最大平均して25台ぐらい通っておるんですが、そういった中での通行でございます。そういう意味では、各企業、運転者の交通安全指導に努めていただいております。そういう意味では、今、新たに企業が進出した部分の交通車両の増加というのは、全体を見ながら、また状況を注視していきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（川本英輔議員） 岡本議員。

○3番（岡本則夫議員） 最後でございます。

10トントラックが10トン以下の荷を積むと、重量がかなり重たくなって、道路環境、排気ガス、騒音等の対策をどのように企業に申し入れて、道路の破損のないように措置をとられますか。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 道路管理者として一般の通行に供用しとる道路でございます。必要以上の特殊車両が通るようなところであれば、当然、そういった道路管理者としての範疇で協議等できると思いますが、あくまで通常の重量車両が通るとい

う道路で、今、工業地域としての位置づけもしておりますので、そこは道路管理者が一般の維持管理の中で適切に道路パトロール等をしながら管理していきたいと考えております。

○議長（川本英輔議員） 9番瀧野純敏議員から「一億総活躍社会について町の対応を聞く」について質問願います。

瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） 「一億総活躍社会について町の対応を聞く」について質問をいたします。

国においては、地方創生まち・ひと・しごと創生など矢継ぎ早に計画方針を打ち出している。我が町でも坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略の政策の企画、実行に当たっての基本方針を作成計画中である。

国は、このたび、一億総活躍社会実現に向けて緊急に実施すべき対策を掲げてきた。昨年10月から一億総活躍国民会議を開き、「新三本の矢」の基本的な考え方を打ち出した。5月には「ニッポン一億総活躍プラン」がまとまってきた。どれも人口減少阻止の対策に見えるが、坂町ではどのような施策をもって対応するのか。また、町独自の企画方針を町当局にお聞きしたい。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「一億総活躍社会について町の対応を聞く」の件についてお答えをいたします。

国は、我が国の構造的な問題である少子高齢化に真正面から挑み、希望を生み出す強い経済、夢をつむぐ子育て支援、安心につながる社会保障の新三本の矢の実現を目的とする一億総活躍社会の実現に向けて取り組んでいくことといたしております。

本町では、これまでに県道坂小屋浦線の整備、都市再生整備事業による道路等の整備、子育て支援住宅の整備、きらり・さかなぎさ公園建設事業などの住環境の整備に取り組んでまいりました。

また、保育園の民営化、留守家庭児童会の保護者負担金の減額など子育て支援の充実に取り組み、働きながら子育てしやすい環境も整備してまいりました。

御質問の、坂町ではどのような施策をもって対応するのかについてでございますが、これまでの住環境の整備や、働きながら子育てしやすい環境の整備といった施策の展開に加え、本年2月に策定をいたしました地方版総合戦略である坂町まち・ひと・し

ごと創生総合戦略を着実に実行に移すことが、一億総活躍社会の実現に資するものと認識をいたしております。

総合戦略の重点施策として、小屋浦地区の定住促進を図るため、子供を持つ若い世代の転入を促し、良好な住環境の創出を図ることと、本町最大の観光資源であるベイサイドビーチ坂の年間を通じたにぎわい創出により、交流人口の増加を図ることといたしております。

また、若者世帯、子育て世帯が必要とする広さや質を備えた住宅に安価な家賃で入居が容易になり、地域が元気になる空き家の利活用を積極的に進めてまいります。

このため、今年度から空き家バンク制度と空き家改修等支援制度を始めるとともに、住まいに関するさまざまな相談にお答えする空き家活用支援窓口を設置し、空き家の利活用に全力で取り組んでいるところでございます。

さらに、子育て中の親の孤独感や負担感が大きいことが、妊娠、出産、子育ての制約になっていることがあることから、大家族で世代間で支え合えるライフスタイルを選択肢として広げるため、三世同居、近居を推奨する取り組みを行っており、多くの問い合わせをいただいております。

このほかにも、本町ではこれまでに不妊治療や不育治療を受けられる方への治療費助成を実施をしてきました。今年度はさらなる助成として不妊検査費用の助成及び男性の不妊治療の助成を追加するとともに、これまで実施をいたしております不妊治療の助成額につきましても、自己負担額に対する助成額を、初回に限り上限額を15万円から30万円に増額させるなど、充実した出産環境を整えております。

これまでの取り組みを継続をしながら、今後とも、町民と行政が目標を共有し、一体となって坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略を着実に実行に移すことにより、国が目指す一億総活躍社会の実現に向け取り組んでまいります。

御理解と御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） 町長の言われるのは当然でございます。ですけど、私の聞きたいのは何かといたら、この一億活躍は、要するに、国の考えにしても、今、町長の言われたことは、これは地方創生のうちなんです。だけど、この一億総活躍というのは、坂町で言ったんです。坂町に国が言っとるように15歳から64歳、何か、生産労働人口、坂町は7,480おってですよ。だけど、その中で町がやらにゃいけん

ことは何か。それをいかに働かすか。働くというのは活躍ですよ。確かにもうけがあって利益があるほうがいいんじゃないけど、何が要るかといったら、要するに15歳未満に対しては、確かに勉強して、遊んで、これが活躍です。だから、今度は16歳、今で言ったら19歳、高校、大学まで言えば、実質的には6千人切っとるんです、坂町は。その人らを働かすこと。国もそれを求めとる。何かといったら、これから先、20年、30年後に一億を減らさないように、一億よりふやすように、最低限でも一億が日本国におることを目指すのが、この活躍の一つの目標なんです。そしたら、坂町に、今、言うように、六千何百おる。減らすか減らさんか、働かすのをどうするか、その辺を、町長、全くこれに入っとらんけど、その辺を町として、要するに人間的に、何かいうたら、まずこの辺で言えば、町長、川本町にしてもそのとおり、完全に、今、過疎になってます。51%が減りになってます。だけど、今、坂町に求められることは何か。今もこの中にも言われるように、先行きが長くなるけど、まず呉市からも言ってきたの、これが中核都市、要するに呉市がああいう都市を形成するためには、5町5市を巻き込んで、オーケーしようじゃないという計画も出しております。だけど、広島市は何かといったら、広島市にはもう3月の政令、議会で出しとりますね、200万都市。これなんです、やっぱり一億を減らすまいと思ったら、すぐにはできんから、地域を全部入れようじゃないかと。その中の、だから市としてみれば、総括的にやろう思ったけど、何かあるかいうたら、呉を頼もうと思ったら、今、言うように中核都市になった。西条を入れようと思ったら、西条は学園都市になった。一番身近な廿日市についていうと、廿日市は2.3%アップでできてません。こういう状態の中で、坂町が求められることは何か。海田、府中、坂、熊野、この中で人口が一番、今、減ってないのは坂町だけなんです。そうでしょ。だけどこれから先に活躍さすための方法が何かを聞きよるんです。その辺を聞かせてくれませんか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） そういうことで、今、空き家対策とか、小屋浦の、先ほど申しましたように、若者定住の都市再生整備事業、それから県道の坂小屋浦線を実施しておりますけど、坂中央線もどんどん進んでおりまして、坂地区にも新たな住宅も建設されまして、まさに労働意欲のある若い世代が定住してきております。それをこれからこの地方創生の中でさらに拍車をかけて前へ進めていくということが、一億総活躍社会に対する坂町としての貢献になるというふうに考えております。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） 確かに町長が、今、言うのはわかります。ですが、坂町は、今、そうはいつでも、坂町だけではないんです。国でも子供1人おる夫婦が、若い夫婦に聞いたら、もう1人欲しいんじゃないかと。生活費がないから、74%が2人目は欲しいんじゃないけど、産まんような状態なんです。だけど、今、町長が言うように、坂町はサービスしよるいうけど、まず言いますけど、ほいじゃあ、要するに、人間的に考えて、土地をつくった、道路をつくりました、あれをつくるけど、同じバスを小さくしても、坂の駅を行かさん、ロータリーを通さんようなことをしてみたり、小屋浦にしてもそうでしょ。小屋浦があれだけ減れば、要するに、川本町が減ったのも、高速道路がないから減ったんだと。坂町には小屋浦も高速道路もないんです。そしたら早う県道をつけにゃいけん。これにもまだもたもたしよる。そしたら、やはり、今、国が言っとる同一労働の同一賃金、要するに、そしたら坂町にも回ってくるんですよ。どうしてかいうたら、保育所、ベテランの保育士から、こうやって5千円から1万円上げてくる、給料を。それから今度は学校の教師まで上げてくる。それか、会社がやるんかもしれん。しかし、実際は坂町にも振りかかってくるんですよ。それで、それが一回目は確かに国から予算を言うでしょう。確かに、このたび、坂町がよかったのは、地方創生でこれだけ交付金が入るのは、まだほかがないうちに坂町が上げてきたから上がったんです。ですが、これからはどうしても国が市町村にこの一億総活躍社会づくりに対しては、初めの交付金が出るけど、後は恐らく市町村に丸投げで来るはずなんです。その対策も考えとるかを一遍聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 当然、そういう対策は、常に最新の情報をキャッチをしまして、対応はしておるつもりであります。そういうことでよろしゅうございますか。

○9番（瀧野純敏議員） はい、いいですよ。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 午前中の会議はこの程度にとどめ、暫時休憩をいたします。  
再開は午後1時とさせていただきます。

（休憩 午後12時00分）

（再開 午後1時00分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 2番末吉克巳議員から「野良猫対策について」質問願います。
末吉議員。

○2番（末吉克巳議員） 「野良猫対策について」の件で質問します。

野良猫によるふん尿被害、発情時の鳴き声やけんか、空き家などで生まれる子猫、えさを与える人と周辺地域の方々とのトラブルなど、地域を悩ませていることの一つに野良猫問題があります。

坂町においても多くの野良猫が住みついており、ごみあさりやふん尿被害を受けている世帯も存在します。

今、全国で命を尊重しながら徐々に野良猫を減らす地域猫活動が広がっています。野良猫を排除するのではなく、地域の問題として捉え、適切に不妊・去勢手術を行い、野良猫をふやさないようにする。野良猫も命あるものだという考え方で、命を全うするまで適切にえさを与え、食べ残しやふんの掃除をして管理する。このような活動を地域が主体となって、野良猫をこれ以上繁殖させないことが重要であると考えます。

広島県に問い合わせたところ、地域猫活動への取り組みについては、地域の同意のもと、動物愛護センターに申請している自治会等に対して不妊・去勢手術を無料で実施しており、県から市町を通じて活動への助成があるとお聞きしました。坂町も地域猫活動に取り組んではどうでしょうか。町当局にお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「野良猫対策」の件についてお答えをいたします。

飼い主のいない猫によるふん尿被害や、猫が好きな人と嫌いな人との間でのトラブルなど、近年、飼い主のいない猫による生活環境の悪化が地域を悩ませている課題の一つとなっております。

この課題の解決には、飼い猫から野良猫を出さないようにすること、また、不妊・去勢手術などにより野良猫の生態の循環を抑制する取り組みが必要との観点から、広島県及び広島県動物愛護センターでは、地域猫活動の活動費や不妊・去勢手術費に対する補助制度を設けております。

御質問の、坂町も地域猫活動に取り組んではいかがかについてでございますが、地域猫活動とは、飼い主のいない猫を原因とする生活環境の悪化を地域の問題として捉え、地域の理解と協力を得て、地域住民が飼い主のいないこれらの猫に不妊・去勢手

術を施し、決まった場所でのえさやり、排せつ物の処理、また清掃等の管理を継続的に行い、徐々に被害を減らしていく取り組みでございます。

このように、この活動には地域住民が主体となる地域力の充実が不可欠なものであることから、各地域での自主的な取り組みを重ねていただき、広島県の地域猫活動に関する補助制度の利用希望者がございましたら、申請手続等、町としても協力をさせていただきたいと考えております。

また、この活動の周知につきましても、町広報誌等で紹介させていただきたいというふうに考えます。

御理解と御協力のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○2番（末吉克巳議員） 広島県の地域猫活動に関する補助制度の利用希望があったら、申請手続等、町として協力していただけると答弁いただきありがとうございます。

そこで、現在の状況をお聞きしたいのですが、野良猫に関する苦情は、現在、どのような状況でしょうか。

○議長（川本英輔議員） 藤本環境防災課長。

○環境防災課長（藤本大一郎君） お答えいたします。

苦情の内容とすれば、ふん尿の苦情、鳴き声、捨て猫、ごみを散らかす等の苦情がございます。年に10件程度と認識をしております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○2番（末吉克巳議員） その苦情に対してどのような対処をしているのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 藤本環境防災課長。

○環境防災課長（藤本大一郎君） お答えいたします。

ふん尿の苦情につきましては、啓発看板であるとか、それと、野良猫でもう場所が特定できるようなものについては、忌避剤を使用したりすることもございます。

捨て猫というのは、生まれたての猫なんですけども、これにつきましては、動物愛護センターでの引き取りも可能だということです。ただし、そんなに何回もいうのも難しいんで、近所の住民の方で飼い主の方を探していただいて、解決した案件もあります。

それと、動物の遺棄とか虐待は犯罪ということで、広島県警の啓発ポスター等の掲

示も行っております。

あと、ごみを散らかすのですが、このごみを散らかすのでは猫ではなくて、人間のマナーが悪いということで、ごみ出しのマナー向上に係る啓発看板設置等を行っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○2番（末吉克巳議員） あと、地域猫活動を実施している地域では、県が無料で去勢・避妊手術をしているとのことですが、地域によっては10頭までのような頭数制限があるのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 藤本環境防災課長。

○環境防災課長（藤本大一郎君） お答えいたします。

広島県の補助制度につきましては、1市町当たり20万円が上限となっております。ですから10頭であるとか何頭という制限ではなく、予算の範囲内で実施しているものと思われま

す。また、動物愛護センターの不妊・去勢手術実施制度は、地域猫活動の対象猫と認められたもので、県内先着200頭となっておりますので、地域、市町での頭数制限はないものと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○2番（末吉克巳議員） 最後の質問とさせていただきます。

この地域猫活動についてPRしていただけるとの答弁をいただきましたが、今まで地域猫活動とか啓発、広報活動をしていないのはなぜでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 藤本環境防災課長。

○環境防災課長（藤本大一郎君） お答えいたします。

この地域猫活動というのが言われ出したのが、主に平成27年度からでございまして、平成27年度に野良犬、野良猫対策事業実施要領というのが施行されて、27年11月30日に動物愛護センターによって地域猫活動ガイドラインというのが制定され、28年度から具体的な地域猫活動というのが盛り込まれたようです。

坂町におきましては、住民の方からのそういった要望等もなかったため、具体的な地域猫活動についてのPRはしていなかったものです。

しかしながら、地域猫活動の原点ともいえます、飼い主のいない猫をふやさないための飼い主への意識啓発やマナーについては、年に2回程度、坂町広報のほうに掲載させていただいております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 11番大田直樹議員から「北新地にJR駅舎の設置を望む」について質問願います。

大田議員。

○11番（大田直樹議員） 「北新地にJR駅舎の設置を望む」の件につきましてお伺いいたします。

北新地にJRの駅舎の設置を考えてみませんか。場所は坂方面からトンネルの手前の桜並木の直線区間。坂町を元気にするために、坂町に住んでよかったと言ってもらえるために最も有効なカンフル剤ではないかと考えます。

済生会病院に通うにも、北新地に働きに来る人も、ショッピングセンターフジに買い物に来る人も、もちろん住んでいる人にとっても便利な施設だと考えます。

坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略の展開に一役買う施設になると考えます。

坂町への新しい人の流れをつくる、坂町に住みたくなるにぎわいの創出、地域と地域を連携する交通手段と考えます。

今回の定例会においても、議会として特別委員会を設置し、この総合戦略を考えていくこととしておりますが、私の選挙公約でもあります夢の持てる町、住みたい町、それを実現させるためにも一考願いたいものです。それが町のためになるから、ぜひJRに働きかけていただきたいと思いますが、町当局の見解をお伺いいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「北新地にJR駅舎の設置を望む」の件についてお答えをいたします。

現在、坂町には、議員御承知のとおりJR坂駅、小屋浦駅、水尻駅と3駅あり、通勤、通学等、多くの方々に利用されております。

また、北新地地区は坂駅と矢野駅のほぼ中間点に位置し、広島都市圏東部地区の流通拠点である東部流通業務団地と済生会広島病院、さらにはフジグラン安芸などの商業施設が集積した地区となっております。

議員御提案の、北新地にJRの駅の設置を考えてみませんかでございますが、北新

地地区への新駅設置につきましては、以前にもJR西日本と協議を行っており、駅の設置場所に関しては島式、対面式などのホームの形式により、列車の運転手からの見通し距離の確保など、安全面から必要とされる面積や構造など一定のルールがあり、加えて、北新地付近沿線はトンネルや山が迫っていることから、駅の設置には制約がございます。

ホームの設置に関して、現状の機能を損なわない直線部分を新駅として利用した場合、坂駅から約1キロメートルと近くなり、北新地地区から離れることとなります。

また、管理・運営におきましても、鉄道事業法により、新駅設置の認可は黒字が前提であり、管理・運営経費を賄うだけの利用者の確保が必要となります。

さらに、新駅設置には利用者のための駅前広場や駅へのアクセス道等の整備があわせて必要となります。新駅設置の建設事業費は基本的に地元負担であり、あわせて新駅はバリアフリー対応が求められることとなるため、駅前整備費等を含めると十数億円になると伺っております。

このように、新駅に関しては事業費のみならず、運行の安全性の観点から、設置場所や構造及び隣接駅との距離等、新駅設置に関する地形的、技術的な課題に加え、利用者数などJR側の越えなければならないハードルが高く、現状では北新地地区への新駅設置は難しいと考えております。

また、坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略における地域と地域を連携する交通手段のためとのことですが、北新地地区と他地区の連絡性の向上等につきましては、昨年度、策定をいたしました坂町地域公共交通網形成計画及び坂町循環バス検討委員会からの提案を踏まえ、町内外への円滑な移動ができるよう、坂町循環バスの見直し案の試行運行に向け、関係機関と協議を重ねているところでございます。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○11番（大田直樹議員） 町長の答弁では、新駅設置は難しいと考えておりますとおっしゃいました。まず、坂町、町長は、これも一問になるか、できたらいいなと思えますか、思いませんか。これもちょっとできたらいいなと思うときに、何が、ここへ言われた、5問までいう制約があるけん、一遍に言ったらまずいんか、まずクリアせにゃいけん部分、今、答弁なさいました山だとか建設費とかいろいろあれでしょうけど、まずできたらいいなと思うか思わないか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） それは当然できたほうがいいというふうに思っております。先ほど答弁でも申し上げましたように、たしか平成11年だったと思うんですけども、あの当時、平成11年から12年にかけて、坂駅、水尻新駅、小屋浦駅とJRさんのほうの全面的な御協力をいただきまして、新設あるいは改築をいたしております。その折に、北新地の新駅の話もあわせて行ったわけでありまして、北新地の新駅につきましては、構造上の問題等でどうしてもJRさんのほうが、やってあげたいけれどもできないというふうな回答をいただき、さらにまた、平成21年か22年だったと思うんですけど、もう一度、そういうお願いをした経緯はあります。しかしながら、やはりJRさんのほうの安全な運転管理という観点から、先ほど答弁を申し上げましたようなことに行き渡るわけでありまして、いずれにしましても、駅をつくりたいという思いは現在でもあるわけでありまして。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○11番（大田直樹議員） つくりたいという意思を確認できたんですけど、それに対して熱意というか、やっぱりこれはこういうふうクリアすりゃいけるじゃないか、これはこういうふうクリアすりゃいけるじゃないかいう、そのクリアする意思がいうのは、駅舎、先ほどつくるのには十数億円とかいうふうにかかると。へえ、そがいにかかるんかいうて、皆さん、驚かれると思う。だけど、安く、駅舎を片側、桜並木だけのほうだけでもつくって、そして呉方面から広島へ行くには、もちろん右側をオープンで、そして広島から呉へ向かうときには、今度は右側オープンで、水尻みたいな中央へ島をつくるんでなくて、片側へ島をつくって、そしてバリアフリーあれするんであれば、スロープをちょっと30メートルとか、やっぱり長うとらんと車椅子とかあれでしょうけど、そういうふうなのを、片側だけで安価にあればしたら、調べると、大体2,500万円とか、1千万円から3千万円でできるというふうに、私の、これ、簡単に無人駅であれば、十数億円という数字がどこからどういうふうに出るんかないいうふうな思いをしとるんです。1千万円から3千万円ぐらいだったら、ちょっと一声あれすりゃできるんじゃないかというふうな考えでおるんですが、その十数億円の根拠やいかんと思うんですが。

○議長（川本英輔議員） 藤井都市計画課長。

○都市計画課長（藤井建輝君） お答えいたします。

十数億円といいますのは、今、ホームのほうも二つ、対面式とか島式とかいうもの、また、答弁でも申しました駅前広場、駅を利用される方がどうしても車等で雨の日などは特に送り迎えをされるということと、まず機器等、自動改札機等を一つを設置するだめで、今、お聞きしてますのは、ホーム設置は別にして機器だけで5千万円かかるというふうにも聞いております。ですので、ホームを二つつくるとなると、上の陸橋等も必要となりますし、そこら辺も含めて、J Rがホームを広げたりする用地を確保したりとかも含めて、J Rから十数億円というふうに伺っている状況でございます。

先ほど、2,500万円というお話でございますが、ちょっと今のJ Rとの協議の中では、そのような数字はお聞きしたことがないものですから、ちょっと、今、びっくりした状況ではございます。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○11番（大田直樹議員） これはちょっとインターネットで引っ張り出したので、新駅建設を安く仕上げている会社もありますと。単線鉄道にホームを一面新設する程度なら1億円もしません。樽見鉄道のモレラ岐阜駅、2006年で6千万円、弘南鉄道大鰐線の石川プール前駅、J Rとは違うんですけど、駅をつくるいうあれでお聞きください。2002年だと2,520万円、そして2007年、山形鉄道四季の郷は1,900万円、そういうふうに、そして80年代末に国鉄からJ Rでローカル線の新駅が建設された際も、その費用は3千万円ぐらいできていると、こういうふうに載っているんです。ですから、そういうふうなあれを望むときには、やはりそのぐらいで、そしてあんまり高くかかるから、J Rさんとしては腰を引くんであって、このぐらいだったら、うちで全面持ちますから、ぜひお願いしますというふうな請願をすれば、私はできるんじゃないかないうふうに考えるんですが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 藤井都市計画課長。

○都市計画課長（藤井建輝君） 先ほど来も申しあげましたように、J Rとの協議の中では十数億円という話でございますが、今、御提案のホームを一つということになりますと、結局、すれ違い駅ではなく、昔の川原石駅のように、ただ通過する点ということになりますと、J Rさんが望んでおります輸送強化のためにすれ違い駅を設置したという、水尻駅を設置したりとかいう部分もございまして、と申しますと、輸送力が低下といいますか、今の現状の輸送力が確保できないという部分も、J Rさんが少し

考えている部分もございますので、駅をつくったといたしましても、今度は管理という部分が発生するわけでございますが、管理につきましても、先ほど答弁でもございましたように、新駅をつくる場合には黒字が前提というふうにＪＲさんからの高いハードルをいただいております。というところから、今現在、新駅を設置して、果たして黒字経営がＪＲさん側でできるものであろうかという部分もいろいろな検討の中では考えていかなければならないというふうに考えております。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○11番（大田直樹議員） 黒字いう、無人駅をつくる場合、人件費はゼロ、そしてつくった後、何がかかってくるんだろう。

○議長（川本英輔議員） 藤井都市計画課長。

○都市計画課長（藤井建輝君） 黒字といたしますが、基本的に坂駅と矢野駅の間に新駅、北新地駅をつくるということになりますと、坂駅で利用されていた方、矢野駅で利用されていた方が新しい駅を使うということに、どうしても想像にかたくないわけでございますので、ですのでＪＲ呉線といたしましては、大幅に乗降客がふえるというふうにＪＲ側は想定してないというふうに考えておまして、新たに新駅をつくって、ＪＲ側がプラスになるかということが考えられます。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○11番（大田直樹議員） 私にしたら、あなた方はＪＲの肩を持つ回し者かいうてから言いとうなる。というのは、フジにしても、坂町が誘致して来ていただいた。あそこが繁栄するにはもちろん企業努力も必要でしょう。はてさて、自治体の方々に何がしてあげられるか。そしたら、そこへ来る利用される方の利便性を考えて、こういうふうにしたら済生会を利用する人も喜ぶだろうな、フジへ来る人も喜ぶだろうな、マンションにいる人も喜ぶだろうな、ＪＲの利益は変わらないのですよ。うちらが、そして別に途中へつくったからといって、そして昔のシュッポシュッポならいざ知らず、今、もう短いところは、ＪＲやなんかでも５００メートルで電車がさっさと行って、さっさととまって、さっさと出れるんですよ。そして、そこへ何秒とまっておるでしょう。そしたら、それらを町長が先ほど答弁したときに、それはできたら欲しいですよいうんであれば、そこらあたりをクリアするために、そういった私が言ってるようなことも、ＪＲから聞いたわけでもないのに、あなた方はＪＲの代弁者みたいに考えてから、もうつukらないほうを前提に話しとるじゃないですか。やっぱりつくるためには一つ

一つをクリアしていったって、これをクリア、金額もこれでクリア、そしてそういうふうな直線で1キロとかで、やっぱり何とかかならんですかねいうふうな請願の思いが、口先だけでできたらいいな思っどるんであつて、裏腹に、気持ちの上じゃ、JRのあれでつukらない方向で答弁しとるとしか考えられんのんじゃが、いかがですか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） よく調べて質問してもらいたいと思います。毎年、JRのほうにはそういう要請は文書でいたしております。それと同時に、今、直近で新たにできておる駅舎等、東広島にもできるというようなことも聞いておりますし、あるいは呉市の広、阿賀にも新駅もできたということも聞いております。さらには、山口の玖珂町にも新駅ができたというふうなことも聞いております。よくそこらも幾らぐらいかかって、幾らぐらい地元が負担するかということも、しっかり調査をしていただいて質問をしていただければ、もう少しいい答弁ができると思いますんで、ひとつよろしくお願いをいたしたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 1時30分）

○議長（川本英輔議員） 大田議員、5問になりまして、今のは何か町長さんの反問権のような感じを受けたんで。

○町長（吉田隆行君） 反問権じゃないです。

○議長（川本英輔議員） ないんですね。わかりました。

一応5問ということでさせていただきたいと思います。

（再開 午後 1時30分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 10番中 雅洋議員から「森条火葬場線の延伸の件で伺う」について質問願います。

中議員。

○10番（中 雅洋議員） 「森条火葬場線の延伸の件で伺う」の件で質問いたします。

標記の森条火葬場線は坂駅南側頭部の裾野で、森浜共同墓地周辺に位置し、平成24年度から平成26年度にかけ、ふるさと自然の道に連動させるように整備された道

路だと聞いております。

先日、当道路を歩きましたが、幅員2メートル程度の道路は西側地区まで連動し、大変歩きやすい便利な道路になっております。そのうちに横浜東地区の側道付近まで延伸するものだと思っておりましたが、当局に確認したところ、延伸の予定はないとのことでありました。

また、延伸する道路周辺に土地を持つ某地主からは、道路用地として寄附したのだが、一向に整備されないがという声も聞きました。

そこで、標記森条火葬場線を横浜東の側道付近（避難訓練実施時の避難場所に指定している周辺）まで延伸することにより、避難時には森条周辺との連絡道路として、また、ウォーキングトレイル事業のさらなる充実のためにも必要ではないかと考え、計画的に延伸していくよう提案いたします。町長の考えをお伺いいたします。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「森条火葬場線の延伸の件で伺う」の件についてお答えをいたします。

森条火葬場線は、社会資本道路交付金を活用し、ウォーキングトレイル事業の一路線として町内の公園、既存の遊歩道、都市緑地などを有機的に結び、歩くことを通じて健康増進を図る事業として平成23年度から平成26年度まで幅員2.5メートルの道路を約400メートル整備をいたしております。

整備計画の位置づけにつきましては、平成18年度に、森浜地区住民福祉協議会から森条3号線及び森条火葬場線の拡幅要望をきっかけとして、平成19年度に小屋浦地区のやすらぎ・ふれあいルートが完了することから、坂めぐりルートの路線選定を行った結果、総頭川2号線、森条3号線及び森条火葬場線を選定をいたしました。

森条3号線及び森条火葬場線は、寄附承諾による用地整理を実施しつつ、平成21年度から森条3号線の工事に着手をし、順次、森条火葬場線も整備を進め、頭部見晴らし公園への連絡や坂駅への新たなルートとして地域の方々に利用されております。

平成22年度の森条火葬場線実施設計方針は、坂地区から頭部見晴らし公園へのネットワーク及び坂駅付近の山側住宅地で車両の利用が可能な環境づくりを設計方針といたしておりました。幅員が2.5メートルで離合ができないため、2カ所の離合箇所や終点付近の車両転向場については、事業進捗に合わせて適地を関係地主と協議を

し、了解を得て今回の終点を転向場として事業完了といたしております。

議員御指摘の、一部地権者への当初計画との相違につきましては、完了後に説明をさせていただきましたが、再度、御理解が得られるよう説明に伺います。

なお、議員御提案の横浜東の広島呉道路の側道付近まで計画的に延伸することにより、ウォーキングトレイル事業のさらなる充実でございますが、現在、社会資本道路交付金は、町民の生活に密着している環状線関連事業、長橋のかけかえ工事及び上条トンネルの修繕など、優先順位の高い道路事業を計画的に推進をいたしており、現段階では、新たな道路事業として整備することは財源の確保及び費用対効果などから困難と考えます。

今後も、坂町が悠々健康ウォーキングのまちとしてのまちづくりを継続するためには、既存施設を有効に活用するとともに、限られた予算でできる範囲の取り組みを確実に実施していくことで、ウォーキングのまちとしての定着を図りたいと考えております。

御理解、御協力のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） 今、町長から答弁があったんですが、結論的には優先順位が低いから、財源の確保、費用対効果で困難だという答弁でした。

今、大田副議長が言われたのをちょっと拝借して、例えば延伸いうのを町長にお聞きするんですが、延伸をできればしたほうがいいのか、それとも、あがないものはせんでもええよというふうに考えるんか、まず一点、お聞きします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 当初の計画では、横浜まで進めるような一応素案は持っておりました。しかしながら、昨今のいわゆる国からの交付金等のやはり潤沢な予算をいただくわけにはいけないような状況になっておりまして、一応、頭部見晴らしルートまでということで、今はやむを得ずそこでストップをしておりますけれども、もしそういう中で、先ほど申しましたように、必要な道路を先にして、整備が可能になった後には、またそれも一つのルートとして延伸ができるんじゃないかというふうに思っております。これも大田議員と同じ答弁でございますけれども、当初の素案の中には入れておったということで、でき得れば、将来的に進めていければというふうな思いは持っております。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） できればそういう答弁のほうがかわいげがよかったんですよね。

この中で財源の確保と費用対効果、こういうのも難しいと。今のところの費用対効果、要は、今、森条火葬場線と2号、3号とかありますね。ここらのもう一遍費用対効果、どれぐらいかかって、これだけの効果があるんですよというのが答弁できれば、ちょっとお聞きしたいんですが。今、できるところを。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 費用対効果と一応言っておりますが、今現在は、先ほども町長の答弁ありましたように、悠々ウオーキングの路線としては、坂地区から坂駅、また、坂駅から頭部見晴らし公園へ向いてのルートが歩く環境が整備されとるといふふうに認識しております。

そういう意味で、これまでウオーキングトレイル事業及びふるさと自然の道、これらがネットワークされとることで、日々、ウオーキングで皆さんが使われとるといふ認識の中でございます。十分それらの状況は利用されているといふうなことは考えております。

これまで、毎年、ようようウオーキングとか悠々健康ウオーキング、また、毎月、そういった形で産官学の体制の中で利用者が大体年間1,500人程度おられるといふようなこともございますんで、そういった意味では、今現在、でき得る中での費用対効果はあるといふふうに考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） できれば、もうちょっと費用をこれぐらい投資して、もうちょっと具体的に欲しかったんじゃないけど、急なあれでやむを得んかなと。

三点目なんですけど、今、地権者との当初計画が総意があったということで、再度、理解を求めるよう説明に伺うとあるんですが、そのときに、一応、町のほうに寄附をいただいて、それをお返しするといふ説明になるんですか。それとも、そのまんま一応寄附してもらったところだから、町長も言われるように、将来的に、10年、20年先にやるときのためにも、世代が変わったらまた難しゅうなるから、その辺はどういふふうに考えとってんですか。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 一応、これまでの森条火葬場線につきましては、寄附承諾ということで、当初計画の段階でいただいております。そうは言いながら、答弁の中にありますように、これまでの事情の中で、今現在のところで事業は完了したということになって、そのときの説明不足というのもあるかと思えます。

これにつきましては、再度、お伺いし、地権者の意向を確認しまして、寄附承諾書の返還、または、先ほど言いましたように、今後、延ばす計画の中で、このままの状況で寄附承諾という形で、将来の計画を了承していただけるか、その辺は、今後、伺ってお話を進め、結論を出したいと考えております。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） 今の件に関しては、極力、住民の方も町の発展のために思っ、土地的には余り広くないかもわかりませんが、精いっぱい協力したという自負心もあるようですから、その辺はうまく意向を聞きながら対応してあげてください。

四点目、最後になります。

この火葬場線、森浜地区の地区要望という形が起点で、こういうふうに整備された。もうちょっと欲しかったのは、確かに地区要望というのは大事だと思うんです。私らも地区要望を、そのときに、結果として全体を見て、例えば坂町全体にかかわりそうなところだったら、地区要望だけを整理するんじゃなくて、本当はもう一歩広げて、全体で広げて、この地区要望をさらに活用する、町全体の捉え方で、そういうふうな発想になってほしいな思っ、ちょっと提案させてもらったんですが、確かに地区だけの解決はできます、地区要望を整理すれば。そうじゃなくて、あそこをこうすれば、本当、西側、あっこらから、例えば何か災害があったとしても、西側からどっ、あっこまで、横浜東のほうへ行く。要は、下の道路と上条と回るんですが、ああいうのも優先度が低いかわかりませんが、あっこまでやっ、どうも中途半端な気がして、ならんのです。

その辺で、やっぱり地区要望との絡み、もう一遍、町長にでもその辺をちょっと答弁してもらいたい。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 当然、主要幹線道路につきましては、例えば坂地区であるならば、坂地区まちづくり協議会の中でいろいろ議論をしていただきまして、県道を骨格

としたまちづくりとして、道路をネットワークするような仕組みの中で、今、整備を進めております。

そういう中で、特に地域の中の地域の方の生活道につきましては、やはり地域住民協の中でいろいろ議論をしていただいて、住民の総意という形で進めていくことが、やはりより早く進むことにもなろうと思いますし、また、国等の交付金をいただくにしても、やはりそういうコンセンサスの経緯が大きな説得力にもなってくるわけでありまして、やはり地域の中の道路を、先ほど申しましたように、国の交付金等を活用していくためには、そういうふうな手法が有効な手法になると思います。ただし、全体的なネットワークを形成する道路につきましては、今、申しましたようなことで、各地域地域で議論をしていただきまして、そして地域と行政が一体となって、地域というのは、坂地区と横浜地区、小屋浦地区、ございますけれども、地域地域で一体となって進めていくような形で現在も進めております。

ちなみに県道坂小屋浦線の坂中央線のルートにつきましては、最終的には町内の全住民協の皆さんの賛同をいただき、あるいは消防団等関係機関の賛同をいただきまして、それを全体の要望として県のほうにも要望したいような経緯もございます。そういう形で常に進めておるつもりでございます。

○議長（川本英輔議員） 2番末吉克巳議員から「鯛尾保安庁宿舎跡地の活用について」質問願います。

末吉議員。

○2番（末吉克巳議員） 「鯛尾保安庁宿舎跡地の活用について」の件で質問いたします。

昨年の12月定例会において、鯛尾ドック跡地と鯛尾保安庁宿舎跡地について質問させていただきましたが、鯛尾ドック跡地に関しては新たな企業が進出されています。鯛尾保安庁宿舎跡地に関しては、平成27年11月24日から入札形式で売り出しが始まり、平成28年5月13日まで売り出していましたが、買い手が見つからず、保安庁宿舎が取り壊されてから3年が経過し、いまだに平地の状態です。

そこで提案なのですが、現在、買い手がないこの空地进行を、人口減少対策の一環として町営住宅として検討してはどうでしょうか。町当局に伺います。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「鯛尾保安庁宿舎跡地の活用について」の件についてお答えを

いたします。

鯛尾保安庁宿舎跡地の売却に関しまして中国財務局より伺っておりますのは、昨年11月24日より一般競争入札の告示を行い、本年1月14日に入札会を実施いたしましたが、応札者がなく、入札会が不調に終わり、その後、随時募集を行っております。

その間も購入希望者があられず、5月13日をもって随時募集も終了し、現在、当該地の売却を中断し、今後の売却に向けて検討を行っているとのことでございます。

議員御提案の、この空き地を人口減少対策の一環として町営住宅として検討してはについてでございますが、鯛尾町営住宅は、昭和37年10月に木造平家の8世帯を受け入れできる施設として供用開始をしましたが、45年が経過し、老朽化に伴う建てかえの必要から、居住者4世帯の地域内移転地確保等を考慮し、現在の場所を開発し、平成18年3月に9世帯の住宅を供用開始をいたしております。

鯛尾保安庁宿舎跡地を含めた周辺地域は工業系の用途地域内であり、将来的にも良好な住環境が確保されない可能性があり、町営住宅用地として確保することは現在のところ考えておりません。

現在、坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略による空き家対策を積極的に展開をいたしており、引き続き、努力してまいる所存でございます。

御理解と御協力のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○2番（末吉克巳議員） 保安庁宿舎跡地ですが、この土地が更地になる前後に、今まで坂町はこの跡地の活用を検討されたのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 藤井都市計画課長。

○都市計画課長（藤井建輝君） お答えいたします。

今、町長の答弁にもございましたように、跡地周辺につきましては、用途地域でございますが、工業地域であるということから、そこに立地というものが制限されてまいります。そういうことから、あえてその土地に町の公共等を設置というふうなものは検討しておりません。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 補足でございますけども、今現在、小屋浦のほうに小規模特別養護老人ホームというのを建設いたしておりますけれども、小屋浦とともに、鯛尾の

あの国営地にもこの小規模特養をどちらかに設置をするということでいろいろ検討した経緯はありますけれども、設置者である済生会さんのほうが、周りの近隣の状況を見て、鯛尾への建設を断念したという経緯は近々ではございます。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○2番（末吉克巳議員） 2問目で最後の質問とさせていただきます。

これまで特養としての検討されたいということをお聞きして、非常によくわかりました。

2問目です。今後、この保安庁宿舎跡地が、このまま更地の状態で何年もたった場合、坂町としてはどう対応していくのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 今後のこの跡地の問題でございしますが、管理されている財務局の方針がどのようになるかというのがありますが、立地等につきましては、産業建設課のほうにそういった企業からの要望があれば、こういう立地できる状況の情報提供等は進めていきたいと考えております。

○議長（川本英輔議員） 以上で、一般質問を終わります。

日程第2 発議第2号「地方創生推進特別委員会の設置について」を議題にします。
提出者より提案理由の説明を求めます。

三登議員。

○8番（三登信秀議員） 発議第2号「地方創生推進特別委員会の設置について」御説明します。

本特別委員会は、坂町議会委員会条例第5条の規定に基づき、坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略による地方創生への取り組みの推進を図ることを目的として設置するものであります。

なお、委員の定数は12名でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（川本英輔議員） 本案の提出者は議員全員です。

質疑、討論を省略し、直ちに発議第2号を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

発議第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） ただいま設置された地方創生推進特別委員会の委員定数は12人です。坂町議会委員会条例第6条第2項の規定により、議長において、全議員12人を委員に指名します。

それでは、ただいまから正副委員長を互選し、議長に報告してください。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 1時55分）

（再開 午後 1時55分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 正副委員長の互選結果を報告します。

委員長に大田議員、副委員長に瀧野議員が選任されました。大田議員、瀧野議員、よろしく願いをいたします。

先ほど、地方創生推進特別委員会から、閉会中の継続調査の申し出がありました。

よって、閉会中の継続調査について日程に追加し、議題とします。

質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査を承認することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

閉会中の継続調査は承認されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第3 発議第3号「総合計画調査特別委員会の設置について」を議題にします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

中川議員。

○4番（中川ゆかり議員） 発議第3号「総合計画調査特別委員会の設置について」説明いたします。

本特別委員会は、坂町議会委員会条例第5条の規定に基づき、社会経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切に対応するために、平成28年度議員研修及び市町村議会との議員交流会を実施することを目的として設置するものです。

なお、委員の定数は12人とします。

以上で説明を終わります。

○議長（川本英輔議員） 本案の提出者は議員全員です。

質疑、討論を省略し、直ちに発議第3号を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

発議第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） ただいま設置された総合計画調査特別委員会の委員定数は12人です。坂町議会委員会条例第6条第2項の規定により、議長において、全議員12人を委員に指名します。

それでは、ただいまから正副委員長を互選し、議長に報告してください。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 1時59分）

（再開 午後 1時59分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 正副委員長の互選結果を報告します。

委員長に瀧野議員、副委員長に奥村議員が選任されました。瀧野議員、奥村議員、よろしく願いをいたします。

先ほど、総合計画調査特別委員会から閉会中の継続調査の申し出がありました。

よって、閉会中の継続調査について日程に追加し、議題とします。

質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査を承認することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

閉会中の継続調査は承認されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） お諮りします。

坂町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

坂町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

これより、追加日程第1 議案第37号「坂町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」を議題にします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第37号「坂町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」御説明を申し上げます。

この議案は、現在、坂町固定資産評価審査委員会委員である三登俱法氏の任期が、来る平成28年9月6日をもって任期満了となります。

三登氏には、平成22年9月から坂町固定資産評価審査委員会委員として御尽力いただいております。同氏の豊富な知識と経験を引き続き生かしていただきたいと思います。

議会の皆様方に御同意をいただきたく、よろしくお祈りを申し上げます。

○議長（川本英輔議員） お諮りします。

本件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに、御異議ありません

か。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

本件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから、議案第37号「坂町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 本件はこれに同意することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員です。

議案第37号は同意することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

よって、坂町議会会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

本定例会は本日で閉会することに決定しました。

最後に、町長から発言を求められております。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 平成28年第3回坂町議会定例会が閉会するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会にお願いをいたしました案件につきましては、いずれも原案のとおり御決定をいただきまして厚くお礼を申し上げます。

なお、皆様より賜りました御意見につきましては、今後、これを十分に検討いたしまして、これからの町政の執行に反映をさせていく所存でございます。特に、JR牛の首駅につきましても、引き続き、JRさんのほうには粘り強く、その実現に向けて要望等の努力をしまいたいというふうにも思っております。

これから梅雨が近づき、蒸し暑い日が続きますが、皆様方には御自愛をくださいま

すとともに、これからもなお一層の御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。まして、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（川本英輔議員） これにて、平成28年第3回坂町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

○議会事務局長（中村政愛君） 皆様、御起立をお願いします。

（起立）

○議会事務局長（中村政愛君） 御礼。

（閉会 午後2時05分）